

2023.07.23

民法改正を踏まえた 自筆による遺言の作り方

Q

お客様からのご質問

私は中小企業の経営者です。

先日、知り合いから、「遺言書は全部自筆で書かなくてもいいんだよ」と聞きましたが、本当ですか？私もそろそろ遺言書を作ってみようと思いますが、何か注意する点がありましたら、教えてください。

A

キド先生からの回答

本当です。2018年7月6日に、民法の相続法の改正が通常国会で成立され、2019年平成31年）1月13日より、「自筆証書遺言」の方式が緩和されました。これにより、自筆証書遺言については手書きの記入を行う必要がありますが、財産目録はワープロなどで作成することが認められました。

【自筆証書遺言の作成上の注意点】.....

遺言書の本文は自筆で記入する必要があります。

財産目録はパソコンのワードやワープロで作成してもよいことになります。ただし、財産目録の各頁に署名押印をする必要があります。

遺言書の本文と財産目録の記入例を示します。

遺言書

一 長女弘実、別紙一の不動産及び別紙二の預金を相続させる。

二 長男太郎に、別紙三の不動産を相続させる。

三 東京千恵に、別紙四の(不動産)を遺贈する。

株式会社 〇〇

令和元年十二月十九日

法 務 弘 明 〇〇

上記三中、二字削除三字追加

法 務 弘 明

別紙一 目 録

一 所 在 東京都千代田区霞が関一丁目
番 〇番〇号
地 目 宅地
地 積 〇平方メートル (〇〇が関) 〇〇

二 所 在 東京都千代田区(丸の内)一丁目〇番〇号
家屋番号 〇番〇
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建て
床面積 1階 〇平方メートル
2階 〇平方メートル

法 務 弘 明 〇〇

上記二中、三字削除三字追加

法 務 弘 明

キド先生からのコメント

詳しくは顧問税理士とよくご相談ください。

